

インボイス制度の説明会について

令和5年10月1日から消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されました。適格請求書(インボイス)を発行できる「適格請求書発行者」となるための登録申請手続は、令和3年10月から受付が開始され、国税庁・税務署では、事業者の方がインボイス制度への理解を深めていただいた上で、それぞれの事業に応じた対応や準備を進めていただけるよう説明会を開催しています。また、インボイス発行者に登録するか否かを検討される必要な情報等を、個別にご案内する登録要否相談会を開催しております。

利根町管内の竜ヶ崎税務署は11月9日(水)9時30分～10時30分【事前予約制のため令和5年11月6日(月)17時までに電話予約】と、11月20日(月)9時30分～10時30分【事前予約制のため令和5年11月15日(水)17時までに電話予約】となります。

ご不明な点や事前予約の際は竜ヶ崎税務署(0297・66・1303)までお問い合わせください。

龍ヶ崎地方家族会(ピア・かたつむり) 定例会のお知らせ

家族の中に精神障害の当事者を持つ父母やきょうだいが集まって、毎月1回「家族を支える会」を開催しています。「支える会」は家族や親戚だけが参加できる会で、安心して悩みを話し合い、多くの参考意見が聞ける場です。時には専門家を講師に迎えて

医療や福祉制度についての勉強もします。事前の申し込みは不要ですので、初めて参加される方も気軽にお立ち寄りください。

▼日時 12月2日(土)  
午後1時30分～3時30分  
▼場所 龍ヶ崎市民活動センター・大会議室(龍ヶ崎市駒馬町2445)  
▼対象地区 利根町・龍ヶ崎市・稲敷市・河内町・つくば市・その他  
▼主催 龍ヶ崎地方家族会(ピア・かたつむり)  
▼問い合わせ先  
龍ヶ崎地方家族会会長 竹之内  
090・1614・2371

無料法律相談のお知らせ

▼日時 12月4日(月) 午前9時～午後1時  
▼相談内容 借金問題、離婚、相続・贈与の問題、土地(借地)・建物のトラブル、境界争い、夫婦・親子など家庭内の問題、近隣とのトラブル、セクハラ、DV問題、交通事故などでお困りの方の相談  
▼相談受付件数 12件まで(1人20分程度)  
▼申し込み 相談日前日までの電話予約とします。ただし、当日空きがある場合は、当日でも受け付けいたします。  
▼問い合わせ先 福祉課  
68・2211(内線124)

行政書士無料相談会のお知らせ

事前予約不要です。  
▼日時 12月10日(日) 午後1時～3時  
▼場所 龍ヶ崎市商工会 2階  
▼相談内容 相続、遺言、農地転用、入国管理各種許可申請手続ほか  
▼相談員 龍ヶ崎市・利根町・河内町在住

お知らせ

の行政書士数名  
▼問い合わせ先  
土井 080・8717・2226

11月は「児童虐待防止推進月間」です  
毎年11月は、国が「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、各自自治体さまざまな広報・啓発などの取り組みがなされています。

●子育ての悩み、里親について、ヤングケアラーなど子どもの福祉に関する様々な相談ができます。

児童相談所 相談専用ダイヤル  
0120・189・783  
(いちはやく おなやみを)

※児童相談所は、子どもの健やかな成長を願って、ともに考え、問題を解決していく専門の相談機関です。

●「虐待かも」と思ったら、迷わずご連絡ください。

児童相談所 虐待対応ダイヤル  
189(いちはやく)

※お近くの児童相談所につながります。  
※連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

ダウン症の方やその家族の集い

ダウン症の方の医療、療育、保育、学校、進路のことなどについて当事者やその家族同士で情報交換をしてみませんか。利根町

令和5年11月9日(水)～11月15日(水)  
火を消して 不安を消して つなぐ未来  
※2023年度全国統一防火標語  
稲敷広域消防本部 利根消防署

11月9日(水)～15日(水)は、令和5年秋季全国火災予防運動が実施されます。  
「たき火」が原因の火災は、冬場に多いのですが、利根消防署管内においても火災原因のワーストになっています。  
田畑や墓地で枯草、剪定くずなどを焼いている、その場を離れている間に燃え広がってしまうケースが多くあります。  
燃え広がったときのために水を入れたバケツや、水道ホースの準備をしていますが、炎は予想以上のペースで燃え広がっていき、消せなかったというケースが多くあります。  
枯草を燃やすだけのつもりが、家や山まで燃えてしまうこともあります。  
「たき火」は、危険な火災を引き起こす可能性が非常に高い行為です!

この条例は、土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為について、必要な規制を行うことにより、近年増加する災害の防止及び町民の安全と良好な生活環境を確保することを目的としています。

土砂災害の発生に盛土が関係していた事例も増えており、適正な指導体制の構築と、罰則の強化を含めた、規制

の見直しが必要となっています。  
つきましては、「利根町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積等の規制に関する条例」の全部改正(案)を公表し、町民の皆様からのご意見をお伺いするパブリックコメントを実施します。

『利根町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積等の規制に関する条例』の全部改正(案)に係るパブリックコメント(意見公募)を実施します

閲覧及び意見募集期間	令和5年12月6日(水)から令和6年1月5日(金) * 冊子閲覧日及び時間は、閲覧時間内の各施設の開庁時間となります * 意見書の提出期限は、令和6年1月5日(金)午後5時15分必着
閲覧場所	データ閲覧: 利根町公式ホームページ 冊子閲覧: 利根町役場(1階情報公開コーナー) 利根町生涯学習センター、利根町文化センター
意見書を提出できる方	・ 町内に住所を有する方 ・ 町内に勤務または在学する方 ・ 町内に事業所等を有する方
意見書の提出方法	意見の提出にあたっては、町公式ホームページまたは閲覧場所に備え付けの『利根町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積等の規制に関する条例』の全部改正(案)に対する意見書または、任意様式(住所・氏名・電話番号を必ず明記)をいずれかの方法により提出してください。 【窓口への持参】 利根町役場 生活環境課 廃棄物対策係 【郵送】 〒300-1696 茨城県北相馬郡利根町布川841-1 利根町役場 生活環境課 廃棄物対策係 【ファックス】 0297-68-8300 【電子メール】 haiki@town.tone.lg.jp
留意事項	・ 提出していただいた意見書の内容と、これに対する町の考えを後日、町公式ホームページ上で公表します。(氏名等の個人情報は公開しません) ・ 同様の意見は、整理したうえで一つの意見とする場合があります。 ・ 提出いただいた意見書に対して、個別回答はいたしません。 ・ 電話や窓口における口頭での意見は受け付けられません。また、期限を過ぎた意見書の受付は出来ませんので注意してください。

問い合わせ先 生活環境課 環境衛生係 ☎68-2211 (内線238)

COFFEEHOUSE  
スペシャルティコーヒーをサイフォン2杯立てゆったりとした空間で飲む店  
〒300-1604 利根町横須賀804-1  
http://www.coffeetomtom.com/  
☎0297-68-8154

ちょっと困った時は  
簡易作業サービス  
500円～1,000円  
例えば・・・  
・朝のゴミ出し ・粗大ゴミ出し  
・花壇の水やり ・電球の交換 など  
簡単に出来る作業

まずはお電話で  
一般社団法人  
利根町シルバー人材センター  
☎0297-68-7896